

東法連平成31年度税制改正要望(抜粋)

1 国税・地方税

(1) 法人税

① 法人税率の引き下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、目標としていた「20%」台を実現、30年度には29・74%となる。

しかし、周辺アジア諸国の平均は21・87%、OECD加盟国の平均は24・78%であり、米国でも連邦実効税率が35%から21%へ引き下げられることとなった。経済のグローバル化が進むなか、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から25%程度まで引き下げよう求める。

② 課税ベースの拡大

円安による原材料費の高騰や人手不足による人件費の高騰により、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は依然として厳しい。そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引き上げや雇用維持に悪影響を与え、地域経済再生に逆行するものであり、中小企業への課税ベースの拡大は行なうべきではない。

③ 中小企業軽減税率の引き下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、平成30年度末に適用期限を迎える。

我が国経済の成長の源であり、地域

経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、租税特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額について、大幅な引き上げを求める。

④ 交際費課税制度の見直し

平成30年度税制改正において、中小法人の交際費課税の特例が、平成31年度末まで2年延長された。交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、恒久化、定額控除限度額の引き上げを求める。

⑤ 中小企業の欠損金の繰戻し還付制度の拡充

平成30年度税制改正において、中小企業の欠損金の繰戻し還付制度が、平成31年度末まで2年延長された。現行、繰戻し期間が1年に限定されているが、欠損法人のキャッシュフロー対策として、3年程度へ見直すとともに、恒久化を求める。

⑥ 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同

額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外については損金不算入とされているが、利益連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるべきである。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

(2) 所得税

① 所得税の配偶者控除および課税方式の見直しについて

平成30年度税制改正において、給与所得控除等の見直しがなされた。一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する必要がある。抜本的な見直しと各種子育て支援策の拡充が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

また、急激な税負担の増加防止や少子化対策の観点から、世帯単位課税(N分N乗方式)の導入等課税方式の見直しも同時に検討を進めることを求める。

(3) 資産税

① 事業承継税制

平成30年度税制改正において、10年間の特例として、納税猶予対象の株式

の制限(総株式数の3分の2)の撤廃、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数(最大3名)の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられた。一歩前進ではあるが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、事業用資産を一般資産から切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。なお、納税猶予制度の更なる利用促進を図るため以下の要件の見直しを求める。

- 相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- 雇用確保要件を「5年間平均で8割以上確保」を「5年間平均で5割以上確保」とする。
- 会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- 取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

② 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引き下げとともに最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行なわれた。このため特に大都市圏においては、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。

大都市圏の相続人の負担を緩和する

ため、また、少子化の現実を踏まえ、法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

③相続時精算課税制度

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等」についての相続税の課税価格の計算の特例が受けられるようにすべきである。

(4) 消費税

①軽減税率について

平成28年度の税制改正において、消費税税率引上げに伴う低所得者対策として、軽減税率制度が平成31年10月に導入されることとなった。軽減税率制度は、社会保障制度財源の毀損、対象品目の線引きにおける混乱、高所得者にも恩恵がおよび、低所得者対策としては非効率であり、中小企業者にとっては事務・コストにおいて極めて負担が大きいことから、本質的には導入され

るべきではない。

仮に、軽減税率制度が導入される場合には、事業者は具体的な対象品目の線引きに基づくシステム改修が必要となり、経理業務をはじめとした制度への対応のために膨大な時間とコストを要することとなる。事業者の対応状況に鑑み、周到な制度周知ときめ細かな支援措置の実施を求める。

②適格請求書等保存方式

（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い平成31年10月から区分記載請求書方式、平成35年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることとなった。移行に伴う煩雑な事務処理等で、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。また、小売事業者にレジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、インボイス制度の導入には、全ての事業者の経理業務の見直しが必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、中小企業者の間で価格転嫁についての不安は未だ大きく、円滑かつ適正な価格転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら関係機関が

連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

(5) 地方税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税については都市部では地価の上昇の兆しがみえており、重税感が高まっており、負担軽減を求める。評価方式は収益還元価格方式に改めるよう求める。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

固定資産税における減価償却資産の免税点150万円の引き上げ及び「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」を適用して取得した資産について、中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化の推進、設備投資の促進により中小企業の活性化を図るため、固定資産税免除の創設を求める。

③東京都における「中小企業者向け省エネ促進税制」の拡充

東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制」について、平成27年4月に対象期間が5年延長された。省エネ努力へのインセンティブとして、減免額を引き上げや対象機器の拡大などの拡充を求める。

④事業所税の廃止

固定資産税との二重負担になっており、また対象地域での新規開業や雇用の創出の阻害要因にもなっている。都市計画税が徴収されている中、すでに本

税の目的は達成されており廃止すべきである。

⑤個人住民税特別徴収事務の簡素化

特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所管する市区町村において、一括納入ができるようにすることを求める。また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ることを求める。

2 その他

(1) マイナンバー（社会保障・税の共通番号）制度

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現する等メリットは大きいですが、個人情報流出や悪用への対応や費用対効果が課題となる。個人情報管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対して過度なコストや事務負担とならないよう柔軟な運営と必要な助成を求める。

(2) e-Tax 控除（電子証明書等特別控除）

e-Tax 控除については平成24年度分の確定申告にて廃止されたが、今後更なる普及を推進するためにも特別控除を復活するよう求める。